

平成26年2月14日

各 位

会社名 山崎製パン株式会社
代表者名 代表取締役社長 飯島 延浩
(コード番号2212 東証第一部)
問合せ先 専務取締役 吉田 輝久
(TEL. 03-3864-3110)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年2月14日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成26年3月28日開催予定の第66回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 変更の理由

社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、適切な人材を継続して招聘できるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役および社外監査役と責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。

なお、定款第30条（取締役の責任免除）第2項の規定の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成26年3月28日（金）
定款変更の効力発生日	平成26年3月28日（金）

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第30条 (取締役の責任免除) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に定める取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p>第30条 (取締役の責任免除) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に定める取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第39条 (監査役の責任免除) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に定める監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p>第39条 (監査役の責任免除) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に定める監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

以 上